

答 ホームページの改修については、来年度中の公開を予定し、現在、改修業者の公募準備を進めている。

利便性に配慮し、デザイン性に優れた内容になるものと考えているが、議員のご意見を参考に、改修に対する意見募集の実施など、改修過程において、広範囲に利用者の意見を聴取し、参考としたいと考えている。

問 防災情報、避難情報、防災行政放送、回覧の内容をトップページに掲載する考えはないか。

答 トップページについては、掲載情報を整理し、閲覧のしやすいデザインとなるよう考えている。質問の件については、1点目の質問でもお答えした意見募集による意見等も参考に、各担当課との協議により、検討をしたい。

問 ホームページから公共施設の予約ができるようにするなど、新たなサービスを計画しているか。

答 現在のところ、施設予約管理システムの構築、導入等の計画はないので、今回の改修において、ホームページからの施設予約については想定をしていない。新たなサービスとして、近隣市町でも導入されている「自動会話プログラム」機能の追加を考えているが、改修業者における企画提案の中で、住民サービスの向上に繋がる新たな機能等の提案があれば、積極的に採用していきたい。

◆山本 博士 議員

〔農地の利用について〕

問 農地を利用して、太陽光発電をされている所があり、農地利用者や地元の方ならば、境界外の管理も行き届くが、町外の方などは、境界外の管理はされていないように見受けられる。

答 農地において、太陽光発電設備の設置を許可される基準はどのようなか。

答 農地を利用して、太陽光発電をする場合、農地転用許可が必要となる。農地転用許可を受けるためには、鬼北町

農業委員会総会において審査を行い、許可相当となれば、県知事に意見を達し、県から許可が下りたのち、太陽光発電施設を設置することができる。

鬼北町農業委員会の審査段階では、農地の区分と転用目的、資力及び信用があること、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無を基準として審査している。

なお、2017年のFIT法の改正により、太陽光発電の設置者に対して、施設及び施設内の草刈り等を含むメンテナンスが義務化されているが、太陽光発電の管理等に係る基準については、農地法とは別の法律により縛りがかけられているものと認識している。

〔多面的機能支払交付金について〕

問 平成31年度制度改定前までは、農家にとって大変使い勝手の良い事業であったが、改定後においては、上限額200万円の要件を超え何年もかかる工事に関しては、長寿命化の活動の対象外となり、継続的に事業が出来ない状況である。

平成31年度改定前に出来ないものか。

答 多面的機能支払交付金の仕組みとしては、「農地維持支払交付金」と「資源向上支払交付金」から構成されており、上限額200万円の要件があり、工事の期限があるものは、資源向上支払い交付金の「施設の長寿命化活動」で、老朽化が進む農地周りの農業用排水路、農道などの施設の長寿命化のための補修・更新等の活動を支援するものである。この施設の長寿命化活動については、令和元年度から、交付金の効果的かつ効果的な執行の観点から、原則として「工事1件当たりの費用は200万円未満とし、緊急性、採択から3年目までに施工すること」が条件として、国が制度を変更したもので

ある。国の制度に基づき事業を実施しているため、鬼北町だけが、改定前の制度に戻すことは出来ない。

ただし、200万円を超える工事を実施したい場合は、改めて活動計画書と長寿命化計画書を申請し、県との協議を行い、県の許可が下りれば実施することが可能となっている。活動組織からそのような申し出があれば、町としても、計画作成の支援を行いたい。

〔燃料価格高騰による支援について〕

問 燃料価格高騰により、農林業、運送業においては大変疲弊している。特に農業においては、肥料、農薬の高騰、米の値段の急落など、生活が出来なくなるような、深刻な状況にある。

町として、支援は出来ないものか。

答 肥料や飼料及び燃料などの価格高騰による農業経営への影響を緩和し、生産者の不安を払拭するため、米、果樹、野菜農家や施設園芸などの生産者及び畜産農家への支援策として、今回の補正予算に、「肥料価格等高騰緊急対策事業費補助金」を計上している。

内容は、米生産者で、10アール以上作付している農家に対し、10アール当たり4千円、総額で2,200万円を補助するほか、野菜、果樹の生産者で販売額が15万円以上の農家には、肥料価格の値上がり相当分を補助することとして、事業費520万円、施設園芸などの生産者で、販売額が15万円以上の生産者には、燃料価格の上り幅相当分を補助することとして、事業費280万円、また、畜産農家については、飼料の価格値上がり相当分の3分の1以内の補助をすることとして、事業費1,244万9千円を計上し、全体事業費で、4,244万9千円の農家支援を行う予定としている。

〔入札参加資格について〕

問 電気設備工事、機械整備工事に関して、鬼北町の業者が参加出来なかったことに、大変残念な思いでいる。Aラ

ンクがいない場合は、地元業者のみBランクが参加出来ないものか。

答 8月5日の臨時議会で議決いただいた統合保育所の電気設備工事、機械設備工事については、1回目の入札公告では、町内業者が等級にかかわらず参加できるように、入札参加資格を2者による共同企業体（JV）としていたが、応札者がなかったため、やむなく2回目の公告では、単体企業での入札としたものである。これらの工事は、予定価格が5千万円を超えており、B等級の業者では参加できない案件となり、町内にA等級の業者がないため、町外業者が落札したものである。

業者の選定基準については、鬼北町では県に準じて、「鬼北町建設工事請負業者選定要綱」で定めており、電気・管工事については、A等級は全部の工事、B等級は5千万円未満、C等級は3千万円未満、D等級は1千万円未満の設計工費の工事に参加できることになっている。

鬼北町においては、業者数が限られており、工事の規模によって、その等級に町内の業者がいない場合、または少ない場合は、やむを得ず町外業者を入札に参加させている。県内の8つの町に問い合わせたところ、鬼北町と同様に、県に準じた選定基準を適用し、その等級に町内業者がいない場合等には、町外業者を入札に参加させており、下位の等級の業者を参加させるという扱いはしていないということであった。今後においても、県外の自治体も含め、他の自治体での適切な運用事例があれば、その事例を参考にしながら、町内業者が参加しやすい方法を検討していきたい。